

2024年7月から開始!

三田市

「失語症者向け意思疎通支援者」派遣事業 ～ ご利用案内 ～

失語症とは？

失語症とは、脳卒中や交通事故などにより脳の言語中枢が損傷を受け、言葉が不自由となる状態のことです。「話す」「聞く」「読む」「書く」など言葉がうまく使えず、日常生活で困難を感じる場面があります。



失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について

意思疎通を図ることが困難な失語症者に、外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。



～ こんなときに利用できます！ ～

外出同行支援

手続き・相談



病院の受診



公共交通の利用



失語症友の会など 催し物への参加

会議・研修

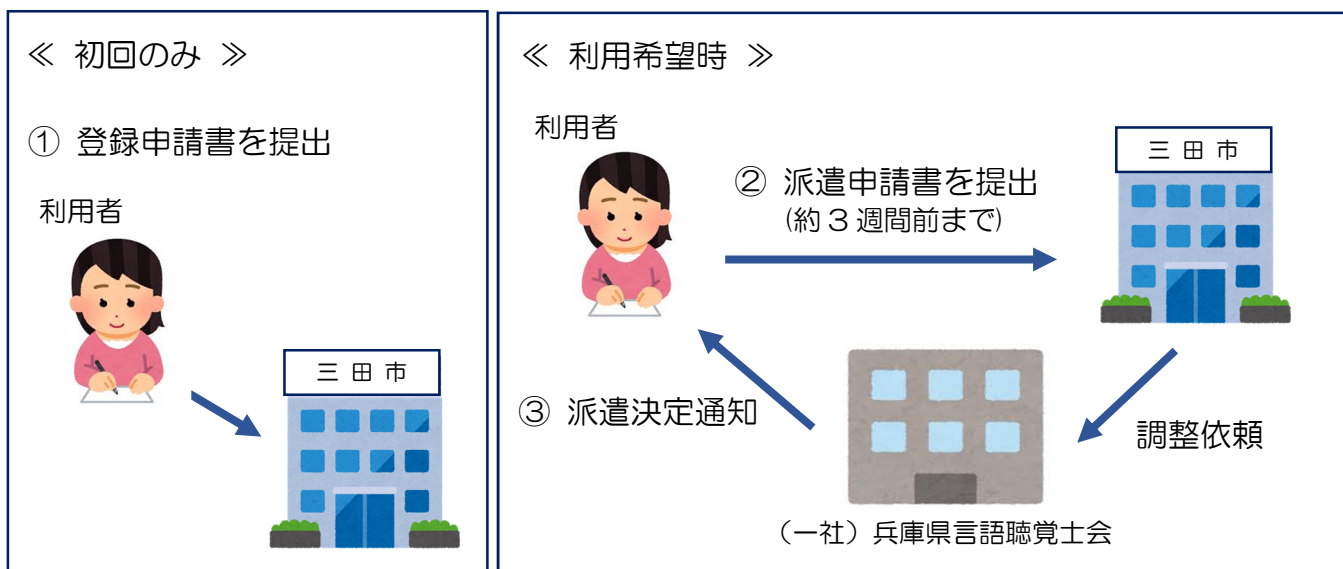


◎ 対象者

三田市在住の失語症者
(原則として、身体障害者手帳の交付を受けた人)

◎ 利用方法

- ① 「失語症者登録申請書」を提出して登録をしてください。
- ② 利用希望日の概ね3週間前までに「失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書」を提出してください。
- ③ 委託先団体(兵庫県言語聴覚士会)で派遣調整を行い、派遣の可否をお知らせします。



◎ 注意事項

- ・派遣に関する利用者負担は無料です。ただし、同行支援中の交通費や施設利用料、参加費などは意思疎通支援者の分も含めて、ご利用される失語症者のご負担となります。
- ・派遣申請書をご提出いただいても、派遣調整が整わない場合には、派遣できないことがありますので、ご了承ください。

提出・お問合せ先

三田市 健康福祉部 障害福祉課
〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号
電話 079-559-5075 FAX 079-562-1294
E-mail: syogai_u@city.sanda.lg.jp



詳細は三田市HPを
ご確認ください。